	入国前				1年目(技能実習1号)												2年目(技能実習2号の1年目)												3年目(技能実習2号の2年目)											
	入国3か月前～	入国2か月前～	入国1か月前～	入国日決定～	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目	13月目	14月目	15月目	16月目	17月目	18月目	19月目	20月目	21月目	22月目	23月目	24月目	25月目	26月目	27月目	28月目	29月目	30月目	31月目	32月目	33月目	34月目	35月目	36月目
必須のイベント	技能実習1号計画認定 by 技能実習機構	在留資格認定証明書交付 by 入国管理局	査証(ビザ)交付 by 在インドネシア日本大使館		入国		認知症介護基礎研修(入職後1年以内,かつ人員配置基準算入前)				N3(相当)受験	評価試験(初級)		技能実習2号計画認定 by 技能実習機構		在留資格変更許可 by 入管	2枚目の在留カード交付											在留資格更新許可 by 入管	3枚目の在留カード交付								評価試験(専門級)			
実習実施者のタスク			→入国日と配属日の決定。航空券の価格や入国後講習施設の受け入れ可否等も考慮しつつ入国日を決定。	宿泊施設(アパート)の本契約	入国後講習中の課題提供(任意)、生活の準備(別紙リスト)	配属→日毎、月毎、年度毎に作成する記録書類あり(別紙参照)。日本語e-Learningの提供、進捗管理。	N3(相当)の模擬試験実施→学習計画立案/実施					技能実習2号計画認定申請に必要な資料準備	在留資格変更許可申請に必要な資料準備												在留資格更新許可申請に必要な資料準備										4年目以降について協議(在留資格の種類や一時帰国について)	4年目(以降)の雇用契約締結	4年目の在留資格変更許可申請に向けた準備開始			
監理団体のタスク					入国後講習の進捗監理								技能実習2号計画認定書類作成→実習機構へ申請	在留資格変更許可申請書類作成→入管へ申請												在留資格変更許可申請書類作成→入管へ申請														
監理団体の実習実施者訪問 定期監査→●(住環境や賃金の支払い状況等を確認) 訪問指導→○(実習の進捗を確認)						○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	●			●			●			●			●			●			●			●			●
実習機構の実地検査対応→★(時期未定だが、3年に一度実施)																													★(目安)											
キャリアアップ支援モデルケース (介護福祉士試験合格に伴う労使双方の利益のため)																	N2(相当)受験目標設定 →学習サポート開始						N2(相当)模擬試験実施						N2受験						N2受験					実務者研修スタート

※技能実習責任者講習の有効期限は３年です。適宜更新をお願いします。

※服薬介助(内服薬)は禁止されています(昨年、他法人へ技能実習機構より指導がありました)。

※生活指導員の業務は随時/適宜お願いします。

・アパートの点検(清掃/ごみの分別等の指導)

・部屋や自転車の鍵の管理

・ケガ、疾病時の病院引率

※こんな時は、事前にご相談ください。

・寮規則の制定(ある程度定めることを推奨しますが、不当な人権侵害にならないように確認させて頂きたいです)。

・残業が月に45時間を超えそうなとき(36協定書上はOKでも問題になることがあります)。

・夜勤(もしくは22時～翌朝5時にかかる日勤)に従事させるとき(別途、技能実習機構から許可が必要です)。

・指導体制の変更(認定計画上の技能実習指導員の異動等)。

・雇用契約書の内容の変更をしたいとき。